

伊賀市小学校給食センター整備運営事業

実施方針

平成29年7月27日

伊賀市

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法及び公表に関する事項	6
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	民間事業者の募集及び選定	7
2	民間事業者の選定方法	7
3	民間事業者の募集及び選定手順	8
4	入札参加者の参加資格要件	12
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1	民間事業者の責任の明確化に関する事項	17
2	民間事業者の責任の履行確保に関する事項	17
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1	立地に関する事項	18
2	本施設の計画に関する事項	18
第 5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	19
1	疑義が生じた場合の措置	19
2	管轄裁判所の指定	19
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1	事業の継続が困難となった場合の措置	20
2	金融機関と市との協議	20
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3	その他の措置及び支援に関する事項	21
第 8	その他特定事業の実施に関して必要な事項	22
1	議会の議決	22
2	書類作成に係る費用	22
3	実施方針に関する問合せ先	22
別紙 1	事業用地位置図	23
別紙 2	リスク分担表	24

伊賀市（以下「市」という。）は、伊賀市小学校給食センター整備運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、PFI法第5条第1項の規定に基づき必要事項を定めたものであり、同条第3項に基づき次のとおり公表する。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 本事業の名称

伊賀市小学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 本事業の対象となる公共施設の名称

伊賀市小学校給食センター（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設の管理者の名称

伊賀市長 岡本 栄

(4) 本事業の目的

本市の小学校の給食は、現在、自校方式とセンター方式（阿山給食センター・大山田給食センター）により提供している。しかし、給食施設・設備の老朽化や給食調理員の不足といった課題を抱え、改善が必要になっており、現状での給食実施の継続が今後困難となることが想定される。

このため、平成26年に伊賀市小学校給食のあり方検討委員会を設置し、平成27年8月に示された小学校給食のあり方に関する提言を受けて、教育委員会では小学校給食についての基本方針を策定した。平成28年度は、「伊賀市小学校給食センター建設基本計画」を策定するとともに、新たな小学校給食センターの整備手法の検討を行い、PFI法に基づくPFI方式により実施することとした。

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者に一括して発注することで、安全・安心な学校給食の安定的な供給や地産地消・食育の推進などを図るとともに、事業期間を通じた市の財政負担の削減を実現することを目的とする。また、市は本事業を実施するにあたり、主に施設整備期間において市内に本店を有する企業が主体的に参画する体制が構築され、運営・維持管理期間において市民の雇用が促進されるなど地域経済への貢献を期待している。

(5) 本事業の基本コンセプト

本事業は、下記の基本コンセプトに基づき、事業者が本施設に必要な機能・設備等を整備するとともに、事業期間中の維持管理及び運営業務を実施するものとする。

① 安全・安心な給食の提供 「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく衛生管理の徹底により、安全・安心な給食を確実に調理・提供できる施設として整備します。
② 安定的な給食の提供 調理終了後から2時間以内の喫食を実現するための能力を有した調理設備機器の導入と効率的な作業環境の確保により、安定的に給食を提供できる施設として整備します。
③ アレルギー対応食を提供できる施設 食物アレルギーを持つ児童に給食を安全に提供するため、アレルギー対応食の専用調理室を設置し、確実に調理・提供できる施設として整備します。
④ 地産地消の推進 地場の農産物や季節の食材を献立に積極的に取り入れることができ、地産地消の推進につながる施設として整備します。
⑤ 食育の推進 調理工程の見学や研修・展示機能等の充実を図り、食育推進の場として活用できる施設として整備します。
⑥ 周辺環境への影響抑制・環境負荷の低減 臭気、騒音、振動など周辺環境への影響の抑制を図るとともに、エネルギー使用量の削減や給食残渣の減量化など、環境負荷を低減できる施設として整備します。
⑦ 長期的な財政負担の軽減・将来的な需要変動への対応 施設整備に係るコストだけでなく、長期間の運営・維持管理を踏まえたライフサイクルコストの削減を図るとともに、将来的に想定される児童数や配送先の増減などに柔軟に対応できる施設として整備します。

(6) 本事業の概要

本事業の概要は、次のとおりである。

事業用地	伊賀市西条 114 番地
敷地面積	約 5,677 m ²
調理能力	最大 4,000 食/日 (アレルギー対応食：最大 50 食/日) ※事業年度毎の提供食数の想定は要求水準書(案)に記載
配送校	1～5年目：13校、6～7年目：16校、8年目以降：19校 ※配送対象となる小学校名は要求水準書(案)に記載

(7) 本事業の業務範囲

民間事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- ①事前調査業務
- ②各種申請等業務
- ③設計業務
- ④工事監理業務
- ⑤建設業務
- ⑥調理設備等調達・設置業務
- ⑦食器・食缶等調達業務
- ⑧調理備品等調達業務
- ⑨施設備品等調達・設置業務
- ⑩調理設備等の増設・追加調達業務
- ⑪その他関連業務

イ 開業準備業務

- ①設備等の試運転
- ②業務従事者への研修、調理・配送リハーサル
- ③パンフレット・DVDの作成
- ④開所式の支援
- ⑤その他関連業務

ウ 維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務
- ③調理設備等保守管理業務
- ④食器・食缶等保守管理業務
- ⑤施設備品等保守管理業務
- ⑥外構等保守管理業務
- ⑦清掃業務
- ⑧警備業務
- ⑨その他関連業務

エ 運營業務

- ①食材等の検収補助・保管業務
- ②調理等業務
- ③衛生管理業務
- ④洗浄消毒・残渣等処理業務
- ⑤給食配送・回収業務
- ⑥配送車両の調達・維持管理業務

- ⑦調理備品等保守管理・更新業務
- ⑧食育支援業務
- ⑨その他関連業務

※運営業務に関して、市が実施する主な業務は次のとおりとする。

- ①食育
- ②栄養指導
- ③献立作成
- ④食材等の調達・発注
- ⑤食数の調整・管理(給食数等必要な事項の連絡)
- ⑥給食費の徴収管理
- ⑦本施設に納入される食材等の検収、給食の調理指示、調理された給食の検食
- ⑧配送校へ直接搬入される牛乳の調達・配送、検収
- ⑨配送校における配膳業務
- ⑩本施設の視察及び見学等の事前受付、当日対応

(8) 事業方式

本事業は、市が所有する土地に民間事業者が本施設の設計・建設を行い、完成後に所有権を市に移転したうえで、事業期間終了時まで本施設の運営・維持管理を行う B T O (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から平成 47 年 3 月までとする。

(10) 事業スケジュール

本事業は、次のスケジュールにより実施することを予定している。

落札者の決定	平成 30 年 3 月
基本協定の締結	平成 30 年 4 月
仮契約の締結	平成 30 年 5 月
事業契約の締結	平成 30 年 6 月
施設整備期間	平成 30 年 7 月から平成 32 年 1 月まで (19 カ月間)
開業準備期間	平成 32 年 2 月から 3 月まで (2 カ月間)
供用開始	平成 32 年 4 月
運営・維持管理期間	平成 32 年 4 月から平成 47 年 3 月まで (15 年間)

(11) サービス対価の支払（民間事業者の収入）

市は、民間事業者が実施する業務に対してサービス対価を支払う。

本事業におけるサービス対価（民間事業者の収入）は次のとおりであり、市が民間事業者からサービスを購入する形態（サービス購入型）の事業とする。

なお、サービス対価の支払方法の詳細については、入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書（案）に示す。

ア 施設整備業務及び開業準備業務に係るサービス対価

(ア) 市は、民間事業者が実施する本施設の施設整備業務に係る対価の一部について、所有権の移転後、事業契約書に定める金額を「施設整備一時支払金」として民間事業者に支払う。

(イ) 市は、民間事業者が実施する本施設の施設整備業務の一部及び開業準備業務に係る対価について、運営・維持管理期間にわたり割賦方式（元利均等方式）により、施設整備業務及び開業準備業務の総額から上記の「施設整備一時支払金」を控除した金額を「割賦支払金」として民間事業者に支払う。

イ 運営業務及び維持管理業務に係るサービス対価

市は、民間事業者が実施する本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価について、事業契約書に定める金額を運営・維持管理期間中にわたり支払う。

(12) 遵守すべき法令等

民間事業者は、本事業の実施にあたり、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号）並びに地方自治法のほか、関係する法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。）及び適用要綱・各種基準等（以下「関係法令等」という。）の最新版を遵守する。

(13) 事業期間終了時の措置

民間事業者は、本施設の運営業務及び維持管理業務を適切に実施し、事業期間の終了時においても、要求水準に示す良好な状態で市への引き継ぎを行う。

2 特定事業の選定方法及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市と民間事業者が提供する公共サービス水準を同一に設定したうえで、本事業を特定事業として実施することで事業期間全体を通じた市の財政負担の見込額の縮減を期待することができる場合、または財政負担の見込額が同一の水準にある場合においても公共サービス水準の向上を期待できる場合、市は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担の見込額を算定する際には、民間事業者からの税込等適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、当該金額を現在価値に換算したうえで定量的な評価を行う。

公共サービス水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合、その判断の結果を評価の内容とあわせて、市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）において速やかに公表する。

また、客観的な評価等に基づき、特定事業の選定を行わないことにした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

民間事業者の募集及び選定に関しては、競争性を担保しつつ、手続きの透明性を確保したうえで、総合評価一般競争入札により行うこととする。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても市の財政負担の縮減が見込めないなどの理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 民間事業者の選定方法

民間事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。

(1) 参加資格審査

本事業の入札への参加を希望する民間事業者（以下「入札参加者」という。）から参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出を受け付け、参加資格の有無を確認する。審査結果は、各入札参加者に通知する。

(2) 提案審査

参加資格審査を通過した入札参加者から、入札書類及び提案書類の提出を受け付け、入札公告時に公表する「落札者決定基準」の評価項目及び評価方法に従い、提案書類の内容を総合的に評価する。

審査事項は「落札者決定基準」に示すとおりとし、審査結果は公表する。

(3) 審査委員会の設置

民間事業者の選定に際して、市は学識経験者等で構成する「伊賀市小学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置して審査を行う。市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

審査委員会の委員については、入札公告時に公表することを予定している。

(4) 提出書類の取扱い

ア 著作権

入札参加者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した入札参加者に帰属する。

ただし、市は、本事業に関して必要な範囲において、落札者として選定された入札参加者の提案書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。

また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、その他の入札参加者の提案書類の一部を無償で使用することができるものとする。

なお、入札参加者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

3 民間事業者の募集及び選定手順

(1) 民間事業者の募集・選定スケジュール

民間事業者の選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。

詳細な日程については、入札公告時に公表する入札説明書に示す。

平成 29年	7月27日(木)	実施方針及び要求水準書(案)の公表
	8月7日(月)	実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催
	8月10日(木)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
	8月18日(金) ～25日(金)	配送校見学会の開催
	9月11日(月)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
	9月下旬	特定事業の選定及び公表
	10月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
	10月中旬	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催
	10月下旬	入札説明書等に関する質問・意見(第1回)の受付締切
	11月下旬	入札説明書等に関する質問・意見(第1回)に対する回答公表
	12月上旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切
	12月中旬	参加資格審査結果の通知
	12月下旬	入札説明書等に関する質問・意見(第2回)の受付締切
平成 30年	1月下旬	入札説明書等に関する質問・意見(第2回)に対する回答公表
	2月中旬	入札書類及び提案書類の受付締切
	3月	落札者の決定及び公表
	4月	落札者との基本協定の締結
	5月	仮契約の締結
	6月	事業契約の議決及び締結

(2) 民間事業者の募集・選定手続き等

民間事業者の募集・選定手続き等は、次のとおり行うことを予定している。

なお、特定事業の選定・公表以降の詳細については、入札公告時に公表する入札説明書に示す。

ア 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針等に関する説明会及び現地見学会を開催し、本事業の概要等や事業用地について説明を行う。

日時	① 実施方針等に関する説明会 平成 29 年 8 月 7 日(月) 13:30~14:30 ② 現地見学会 平成 29 年 8 月 7 日(月) 15:30~16:30
場所	①ハイトピア伊賀 5階 多目的大研修室(伊賀市上野丸之内 500 番地) ②事業用地(伊賀市西条 114 番地)
申込方法	・平成 29 年 8 月 4 日(金) 17 時までに、様式 1 「実施方針等に関する説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・電子メールの件名は「PFI 説明会等参加申込」として送信すること ※説明会及び現地見学会への参加申込者数は、1 社につき 2 名程度とする。
申込先	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 E-mail: kyoui-soumu@city.iga.lg.jp
留意事項	・実施方針及び要求水準書(案)の配布は行わない。 ・開催当日は、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見は受け付けない。(次頁記載の期間中に電子メールのみで受け付ける。)

イ 配送校見学会の開催

本事業の入札への参加を検討している運営企業(給食会社等)及び調理設備企業(厨房機器メーカー等)を対象とした配送校見学会の開催を予定している。なお、各小学校の見学可能日時や見学時の留意事項等の詳細については、申込者に別途案内する。

日程	平成 29 年 8 月 18 日(金)~25 日(金)のうち 2 日間程度
場所	施設供用開始年度の平成 32 年度に配送対象となる小学校 13 校
申込方法	・平成 29 年 8 月 4 日(金)17 時までに、様式 2 「配送校見学会参加申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・電子メールの件名は「PFI 配送校見学会参加申込」として送信すること ※配送校見学会への参加申込者数は、1 社につき 2 名程度とする。
申込先	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 E-mail: kyoui-soumu@city.iga.lg.jp
留意事項	・各申込者には、8 月 10 日(木)までに見学可能日時等を案内する。 ・見学時の要望や確認事項等がある場合は、様式 2 「配送校見学会参加申込書」の備考欄に記載すること

ウ 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

期 間	平成 29 年 7 月 27 日(木)～ 8 月 10 日(木)17 時まで
受 付 方 法	・ 様式 3 「実施方針等に関する質問書」または様式 4 「実施方針等に関する意見書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・ 電子メールの件名は、質問書の場合は「P F I 実施方針等質問」、意見書の場合は「P F I 実施方針等意見」として送信すること
提出先	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 E-mail : kyoui-soumu@city.iga.lg.jp

エ 実施方針等に関する質問・意見に対する回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、平成 29 年 9 月 11 日(月)に市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問・意見に関して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

オ 実施方針等の変更

実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針等の内容を変更することがある。変更を行った場合は、その内容を市ホームページにおいて公表する。

カ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する質問・意見等を踏まえ、本事業を P F I 事業として実施することが適切であると判断した場合は、本事業を特定事業として選定し、その結果を市ホームページにおいて公表する。

特定事業の選定を行わなかった場合においても、同様に公表する。

キ 入札公告及び入札説明書等の交付

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等（以下「入札説明書等」という。）を市ホームページにおいて公表する。

ク 入札説明書等に関する説明会及び現地・配送校見学会の開催

入札説明書等に関する説明会及び現地・配送校見学会を開催し、本事業の概要等や事業用地、配送対象となる小学校について説明を行う。

ケ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等の記載内容に関する質問については、2 回受け付け、回答は市ホームページにおいて公表する。

コ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を受け付ける。

サ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査申請書類の内容を確認して参加資格の有無を決定し、審査結果を各入札参加者に通知する。

シ 参加資格が無いと判断した理由の説明要求及び説明要求に対する回答

参加資格が無いと通知された入札参加者は、当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、説明要求に対する回答を行う。

ス 入札及び提案書類の受付

参加資格審査を通過した入札参加者から入札書類及び提案書類の提出を受け付ける。
なお、提案書類の審査にあたり、入札参加者によるプレゼンテーション及び審査委員会からのヒアリングを行うことを予定している。

セ 落札者の決定及び公表

入札参加者から提出された提案書類について総合的に評価を行い、審査委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定する。
審査結果は各入札参加者に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

ソ 基本協定書の締結

落札者の決定後、市と落札者は、速やかに本事業に関する基本的事項を定めた基本協定書を締結する。

タ 仮契約の締結

基本協定の締結後、落札者は、速やかに本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として市内に設立し、市はSPCと仮契約を締結する。

チ 事業契約の締結

市は、仮契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

4 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

入札参加者は、次の企業を含む複数の企業により構成されるグループとする。
必要に応じて、次の企業以外の企業（以下「その他の企業」）を入札参加者に含めることも可能とする。

設計企業	「設計業務」を担当する企業
建設企業	「建設業務」を担当する企業
工事監理企業	「工事監理業務」を担当する企業
調理設備企業	施設整備業務のうち「調理設備調達・設置業務」及び維持管理業務のうち「調理設備保守管理業務」を担当する企業
維持管理企業	維持管理業務のうち「建築物保守管理業務」「建築設備保守管理業務」「外構等保守管理業務」を担当する企業
運営企業	「運営業務」を担当する企業

本事業に係る各業務を複数の企業が共同または分担して実施することや、同一の企業が複数の業務を実施することも可能とするが、建設企業と工事監理企業を同一の企業または相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業が兼ねることは不可とする。

「資本面若しくは人事面において関連のある企業」とは、次に該当する者とする。

資本面において関連のある企業	当該企業の50%を超える株式を保有し、またはその出資の総額の50%を超える出資をしている企業
人事面において関連のある企業	当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業

イ 構成員の定義

入札参加者を構成する企業（以下「構成員」という。）は、次のとおり「代表企業」「構成企業」「協力企業」に分類する。

構成員として、設計企業、建設企業、工事監理企業のうち市内に本店を有する企業を1社以上参加させること。

代表企業	構成員を代表して入札参加に係る手続きを行うとともに、SPCから直接業務を受託または請け負い、SPCに出資する企業 ※SPCへの出資比率は、出資者の中で最大とすること
構成企業	SPCから直接業務を受託または請け負い、SPCに出資する企業
協力企業	SPCから直接業務を受託または請け負い、SPCに出資しない企業

複数の入札参加者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

構成員は、SPCから直接受託または請け負った業務の一部について、事前に市の承諾を得たうえで第三者に委託または下請人を使用することができるものとする。

代表企業及び構成企業以外の企業がSPCに出資することも可能とするが、当該企業の出資比率は事業期間を通じて出資総額の50%未満（代表企業及び構成企業の出資比率は事業期間を通じて出資総額の50%超）とする。

SPCに出資するすべての企業は、原則として事業契約が終了するまで株式を保有し続けるものとし、事前に市が書面により承諾した場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ウ 構成員の変更

参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、代表企業の変更は認めない。

構成企業及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が発生した場合に限り、市と代表企業が当該変更の可否について協議を行うものとする。

(2) 構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を長期間にわたり円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、次の要件すべてに該当する者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及びPFI法第9条の規定に該当しない者
- ②手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- ③商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと
- ④破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立の事実がないこと
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- ⑥参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出期限の日から開札までの期間に、伊賀市または三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- ⑦健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）
- ⑧法令、規則等に違反していない者
- ⑨「伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げるいずれかに該当しない者
- ⑩市税、消費税及び地方消費税、県税、法人税を滞納していない者
- ⑪市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社百五総合研究所及び同社が当該業務において提携している株式会社梓設計中部支社、アンダーソン・毛利・友常

法律事務所またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと

(3) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が設計業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ③平成 14 年度以降に元請として延床面積 1,750 m²以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること
- ④平成 14 年度以降に元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績を有していること

(4) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が建設業務を共同して実施することも可とし、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④から⑦までの要件については、1 社以上の企業がすべてに該当すること。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者
- ②建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者
- ③経営規模等評価結果通知書の審査基準日が平成 28 年 7 月 31 日以降の者（経営事項審査申請中または申請予定者含む。）
- ④伊賀市内に本店を有する者にあつては、伊賀市建設工事等発注基準及び伊賀市入札参加資格者格付基準に定める建築一式工事の A ランクの者、県内業者及び県外業者にあつては、平成 28 年 7 月 31 日以降の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P）が 1,100 点以上の者
- ⑤平成 14 年度以降に竣工した延床面積 1,750 m²以上の公共施設（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造）の建築一式工事において元請（共同企業体の場合は構成員でも可）の施工実績を有する者（共同企業体による施工実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること）
- ⑥建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による監理技術者（一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者）で、かつ建築一式工事において、元請で単独または企業体の構成員として、主任技術者または監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする）
- ⑦伊賀市建設工事標準請負契約約款第 10 条に規定する現場代理人を常駐配置できる者

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が工事監理業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ③平成 14 年度以降に元請として延床面積 1,750 ㎡以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること
- ④平成 14 年度以降に元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績を有していること

(6) 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の機械器具ー給食・厨房機器に登録されている者
- ②平成 14 年度以降に竣工した調理能力 4,000 食/日以上为学校給食センターの調理設備等調達・設置業務を元請として履行した実績を有していること

(7) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の保守点検業務に登録されている者
- ②平成 14 年度以降に公共施設の保守管理業務を元請として履行した実績を有していること

(8) 運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が運営業務を共同または分担して実施する場合は、いずれかの企業が②の要件を満たしていること。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿のその他業務ー給食業務に登録されている者
- ②平成 14 年度以降に竣工した調理能力 2,000 食/日以上为学校給食センターにおいて、調理業務等を元請として履行した実績を有していること

(9) その他の企業の参加資格要件

その他の企業は、本事業で担当する業務に関連して、伊賀市会計規則第 86 条第 2

項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていることを参加資格要件とする。

(10) 参加資格の確認基準日

入札参加者の資格要件に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出締切日とする。

ただし、参加資格の確認基準日から落札者の決定日までの期間に、各構成員が上記の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。ただし、前述のとおり、やむを得ない事情が発生した場合に限り協議を行い、代表企業以外の構成企業及び協力企業については、変更等を認める場合がある。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、市と民間事業者が適正にリスクを分担し、本事業全体のリスク管理を効率的に行うことで、低廉かつ良質な公共サービスの提供を目指している。

このため、本事業に係る各業務遂行上のリスク及び責任は、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合は、市が責任を負うものとする。

(2) 想定されるリスクの責任分担及びリスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本事業の実施に際して想定されるリスク及び当該リスクに対する市と民間事業者との責任分担は、別紙2「リスク分担表」記載のとおりとする。

責任分担の詳細やリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、入札公告時に公表する事業契約書（案）に示す。

2 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

市は、民間事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準を達成していることを確認するため、各業務の実施状況及び財務状況についてモニタリングを実施する。

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求やサービス対価の減額等の措置を行うことができるものとする。

モニタリングの実施時期や内容、要求水準を満たしていない場合の措置に関する詳細については、入札公告時に公表する入札説明書及び事業契約書（案）に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

本施設の敷地の概要は、次のとおりである。詳細は要求水準書（案）に示す。

所在地	伊賀市西条 114 番地
用途地域等	都市計画区域内・市街化調整区域・建築基準法第 22 条区域
敷地面積	約 5,677 m ²
建ぺい率・容積率	60%・200%
防火・準防火地域	指定なし
日影規制	建築物の高さが 10m を超える場合は対象
伊賀ふるさと 風景づくり条例 (景観条例)	一般地区 ・建築物の高さが 10m を超える場合は対象 ・延床面積 1,000 m ² 以上の場合は対象
緑地基準	なし
道路斜線	∠1.5
隣地斜線	20m + ∠1.25
その他	インフラ状況については要求水準書（案）参照

2 本施設の計画に関する事項

本施設の計画概要（必要諸室・施設内容等）は、次のとおりである。詳細は、要求水準書（案）に示す。

区分		必要諸室・施設内容等	
施設 本体	給食 エリア	汚染作業 区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、食品庫、仕分室、冷蔵庫(室)・冷凍庫(室)、野菜類下処理室、魚肉類下処理室、卵処理室、米庫、洗米室、器具洗浄室、油庫、廃材庫、雑品庫、洗浄室、洗剤庫、残渣室、回収風除室等
		非汚染作業 区域	上処理室、煮炊調理室、揚物・焼物・蒸物調理室、和え物室、アレルギー対応食専用調理室、炊飯室、器具洗浄室、洗浄室、コンテナ室、配送風除室等
		その他	市職員用更衣室、事業者用更衣室、休憩室、シャワー室、業務従事者用便所、前室、洗濯室・乾燥室、倉庫等
	一般エリア	玄関、市職員用事務室、事業者用事務室、給湯室、書庫、倉庫、便所(事務員用、外来者用、多目的)、見学用通路、展示ホール、会議室、調理実習室、食堂、配送員控室、機械室、ボイラー室等	
附帯設備		門扉・フェンス、駐車場(市職員用、公用車用、来客用、障がい者用、おもいやり駐車場、事業者用)、駐輪場、外灯、ごみ置場、受変電設備、受水槽、排水処理施設等	

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約書に関する紛争については、津地方裁判所伊賀支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに市または民間事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書の定めるところにより本事業を終了する。詳細については、入札公告時に公表する事業契約書（案）に示す。

(1) 民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

民間事業者の帰責事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。ただし、民間事業者が当該期間内に修復することができなかった場合、市は事業契約を解除することができる。

(2) 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合は、民間事業者は事業契約を解除することができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

市または民間事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び民間事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。

一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び民間事業者は事業契約を解約することができる。

不可抗力の定義については、事業契約書に定めるものとする。

2 金融機関と市との協議

市は、本事業の安定性及び継続性の確保を図ることを目的として、民間事業者に融資を行う金融機関と協議を行い、当該金融機関と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上または税制上の措置が適用される場合には、それによるものとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は民間事業者がこれらの支援を受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、民間事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市及び民間事業者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成29年9月定例会に提出することを予定している。

また、事業契約の締結に関する議案は、平成30年6月定例会に提出することを予定している。

2 書類作成に係る費用

参加資格申請書類、入札書類、提案書類等の作成及び提出など、本事業の入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ等は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、市ホームページにおいて行う。

担 当	伊賀市教育委員会 教育総務課
住 所	伊賀市平田 652 番地の 1 (伊賀市役所 大山田支所 2 階)
電 話	0595-47-1280
F A X	0595-47-1281
E-mail	kyoui-soumu@city.iga.lg.jp
U R L	http://www.city.iga.lg.jp

別紙1 事業用地位置図

< 事業用地の位置 >



< 事業用地の周辺地図 >



別紙2 リスク分担表

<事業期間共通>

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			市	事業者
政策変更リスク	1	市の政策変更による事業内容の変更・中断・中止等に関するもの	●	
法制度リスク	2	P F I 事業に直接関係する法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
	3	上記以外のもの		●
税制度リスク	4	P F I 事業に直接関係する税制度・許認可の新設・変更に関するもの及び P F I 事業に特定の税制度の新設及び変更	●	
	5	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
	6	その他の税制変更に関するもの		●
許認可取得リスク	7	市が取得する許認可の遅延に関するもの	●	
	8	上記以外の許認可の遅延に関するもの		●
住民対応リスク	9	施設の設置・稼働に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
	10	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、運営・維持管理に関するもの）		●
環境保全リスク	11	事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの（有害物質の排出、騒音、振動、臭気など）		●
第三者賠償リスク	12	市の責に帰すべき事由による第三者への賠償	●	
	13	事業者の責に帰すべき事由による第三者への賠償		●
債務不履行リスク	14	市の責に帰すべき事由によるもの	●	
	15	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
	16	要求水準の未達成に関するもの		●
不可抗力リスク	17	不可抗力に起因する増加費用及び損害（事業者は一定範囲を負担）	●	▲
金利変動リスク	18	基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
	19	基準金利確定後の金利変動に関するもの		●
物価変動リスク	20	設計・建設期間中の一定範囲を超える物価変動（事業者は一定範囲を負担）	●	▲
	21	運営・維持管理期間中の一定範囲を超える物価変動（事業者は一定範囲を負担）	●	▲
入札説明書リスク	22	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
入札リスク	23	入札費用の負担に関するもの		●
契約締結リスク	24	市の責に帰すべき事由による締結遅延・中止	●	
	25	事業者の責に帰すべき事由による締結遅延・中止		●
	26	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延（市及び事業者は自らに発生した費用を各々負担）	●	●
資金調達リスク	27	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
	28	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●

<設計・建設段階>

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者		
			市	事業者	
調査リスク	29	市が実施した測量・調査に関するもの	●		
	30	上記以外の測量、調査に関するもの		●	
設計リスク（設計費増大リスク・遅延リスク）	31	市の指示・判断の不備・変更に関するもの	●		
	32	上記以外の要因による不備・変更に関するもの		●	
建設リスク	発注者責任リスク	33	市の要求による工事の内容及びその変更に関するもの	●	
		34	上記以外の要因による工事の内容及びその変更に関するもの		●
	用地リスク	35	土地の瑕疵（市が公表した資料から予測可能なものは除く）	●	
		36	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
	工事遅延・未完工リスク	37	市の責に帰すべき事由による工事遅延・未完工に関するもの	●	
		38	上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの		●
	工事費増大リスク	39	市の指示による工事費増大に関するもの	●	
		40	上記以外の要因による工事費増大に関するもの		●
	工事監理リスク	41	事業者が実施する工事監理に関するもの		●
	施設損傷リスク	42	引渡し前に工事目的物や工事材料等に生じた損害		●
備品等調達・納品遅延リスク	43	市が調達する備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
	44	事業者が調達する備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	
開業準備遅延リスク	45	市の責に帰すべき事由による遅延	●		
	46	上記以外の要因による遅延		●	

<運営・維持管理段階>

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			市	事業者
運営・維持管理の開始遅延リスク	47	市の責に帰すべき事由による遅延	●	
	48	上記以外の要因による遅延		●
コスト上昇リスク	49	市の責に帰する事業内容・用途の変更に関するもの	●	
	50	事業者の責に帰すべき事由による運営・維持管理費の上昇		●
性能リスク	51	瑕疵担保期間内における施設・設備の瑕疵、運営・維持管理業務の不履行による性能未達に関するもの		●

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			市	事業者
施設損傷リスク	52	市の責に帰すべき事由による施設の損傷	●	
	53	事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷		●
	54	上記以外の第三者（施設利用者を含む）の責めに帰すべき事由による施設の損傷 ※事業者の善管注意義務違反や管理義務の懈怠に起因する場合は事業者が負担、それ以外は市が負担する。	●	●
事故リスク	55	市が行う業務に関する事故等に起因するもの、市の責に帰すべき事由によるもの	●	
	56	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの、事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
需要変動（給食数増減）リスク	57	市の責に帰すべき事由による給食数の増減（給食提供形態や配送先の変更等）	●	
	58	児童数・教職員数の変動に伴う給食数の増減 ※一定数以上の給食数が増減する場合は、別途協議	▲	●
	59	食べ残し等による残渣の変動（市作成の献立による影響を含む。） ※一定量以上の残渣が発生する場合は、別途協議	▲	●
異物混入リスク・食中毒リスク	60	市が実施する業務に起因するもの	●	
	61	各小学校内での配膳に関する業務に起因するもの	●	
	62	事業者が実施する調理業務及び配送業務に起因するもの		●
アレルギー対応リスク	63	市が実施する業務に起因するもの	●	
	64	事業者が実施する調理業務及び配送業務に起因するもの		●
	65	突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による場合）	●	
配送遅延リスク	66	交通渋滞や悪天候等による遅延のうち通常想定できない要因によるもの	●	
	67	上記以外の要因によるもの		●
	68	事業者の交通事故による遅延		●
	69	調理の遅延によるもの		●
食器等破損リスク	70	事業者の責に帰すべき事由による食器等の破損		●
	71	上記以外の事由による食器等の破損	●	
残渣等処理リスク	72	各小学校から給食センターまでの残渣等の搬送及び計量に関するもの		●
	73	各小学校における残渣等の分別	●	

<事業終了段階>

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			市	事業者
事業の中途終了 リスク	74	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
	75	事業者の債務不履行に起因する契約解除		●
性能リスク	76	事業終了時における施設・設備の性能確保に関するもの		●
終了手続リスク	77	事業終了時の手続きに関するもの		●

※●：主負担、▲：従負担